

ぐんま

発行：群馬県人権男女共同参画課
連絡先：〒371-8570
前橋市大手町一丁目1番1号
電話：(027)226-2906(直通)
FAX：(027)220-4424



「人とのつながり」と “60歳”の「世界人権宣言」

群馬県生活文化部 部長 小川 恵子

私たちの日常は、人との関わりによって成り立っています。

家族、隣近所の人たち、学校の先輩や同級生、職場の上司や同僚、あるいは趣味のサークルなどを通して知り合いになった人たちなど、様々な場面で人とのつながりをもって生活しています。

人と関わることは、新たな友人等との出会いもありますが、時として別れもあり、悲喜こもごもです。

私たちは常に人との関わりの中で、良好な関係を築き、維持しようと心がけていますが、何気なく言ってしまった一言が相手の心を大きく傷つけ、お互いに苦しみが生まれることもあります。

しかし、私たちはそんな苦しみを克服し、なお、人とのつながりを保ち続ける努力をするべきと考えています。

その努力を続けるときに、私たちが常に心がけなければならないことは、相手を尊重し互いに認め合うこと、すなわち「人権尊重の意識をもつ」ことであると思います。

今年は、1948(昭和23)年12月10日に開催された国際連合の第3回総会において

前文と30条からなる「世界人権宣言」が採択されて、満60年を迎えます。人間でいえば「還暦」になります。

この60年間、世界中の人々が世界人権宣言の“理念”である「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」(第1条)との精神を定着させるため様々な努力を積み重ねてきました。

しかし、残念ながら、世界では地域紛争などにより多くの貴い人命が犠牲になり、また、国内では、乳幼児の虐待、女性に対する暴力、高齢者、障害者に対する差別や偏見、同和問題等、数々の人権侵害の事例が後を絶ちません。

私たちは、日常における人とのつながりの中で、「世界人権宣言」の理念をもう一度再確認し、差別や偏見のない社会の実現に努力していかねばなりません。

そして、来るべき人権週間(12月4日～10日)を契機に、人間が幸せに生きる権利である人権について、家庭、地域、職場等で改めて考える機会にさせていただきますようお願いいたします。

人権文化の定着した群馬を



義父が障害者である嫁に対し暴言及び暴力

義父から聴覚障害者である嫁に対し日常的に暴言や暴力が加えられているとして、実父から法務局への人権相談を端緒として、調査を開始した事案である。

調査の結果、暴力及び暴言行為は、義父が嫁の動作や行儀に対するしつけのつもりで行ったことが認められたが、聴覚障害者への意思伝達が困難であるからといって暴言や暴力を用いることは決して許されることではなく、また同行は障害者である嫁に恐怖心を与え、その心を深く傷つけるものであり、障害者の人権を侵害したものと、これまで行ってきた言動等を十分反省自戒し、今後このような行為を行わないよう説示した。

「いじめ」に起因する自殺

男子生徒が「いじめ」を苦にして自殺したとの報道を端緒として法務局が調査を行った。

調査の結果、同生徒が入学当初から深刻な精神的苦痛を受けていたことに加えて、同校教諭が「いじめ」を招きかねない不適切な言動・対応を行うなどしていたにも係わらず、学校は「いじめ」の存在を認知することなく、また「いじめ」防止を学校全体で取り組む体制を十分に整備していないことが認められた。法務局長は、相手方教諭に対しては、当該行為の違法性を認識し、自戒の上、同様の行為を行わないよう、当時の学校長に対しても再発防止に努めるよう説示し、現校長及び教育委員会に対しては、二度と再びこのような不幸な事態が生じることのないよう実効ある措置を要請した。

息子による母親に対する虐待

市の福祉部門から、デイサービスを利用していた被害者が自宅に戻ると相手方息子から虐待を受けているので自宅に帰りたくないとして法務局に通報があり、調査を開始した事案である。

調査の結果、母親は自宅に帰りたくないとする反面、息子は一人しかいないので一緒に住みたい気持ちがある旨供述し、これに対して相手方息子は、暴力を振るったことは悪かったと反省していたので、同局が、母親と息子の双方の間に入って親子関係を調整したところ改善が図られた。

インターネットを利用した旧同和地区住民に対する差別助長

インターネットに差別を助長するサイトがあるとの報道を端緒として、法務局が調査を行った事案である。

調査の結果、相手方は、同和地区名を挙げ同地区の町並みや家屋の写真・動画、同和地区を誹謗中傷する内容のコメントを掲載したホームページ及び同和地区とされる地区の住民や同和地区の出身者に対する不当な差別的取扱いを助長するホームページを作成し、インターネットのウェブサイト公開した事実が認められたので、法務局長は、人権擁護上看過できないとして、本件行為の不当性を強く認識し、自戒するとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、二度と同様の人権侵害行為を行うことのないよう勧告した。

(法務省人権擁護局資料より)

読んでみませんか？

世界人権宣言 (仮訳文)

～外務省ホームページより～

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を

左のページの問題は、世界人権宣言で求められている人権のどこに該当しているかをチェックしてみよう!!

指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊重とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 (人間の尊重、平等、連帯、同胞の精神)

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 (差別の禁止)

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 (生命や身体の安全)

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

(以下略、外務省ホームページ等をご利用下さい。)

平成19年中の「人権侵犯事件」の状況について (概要)

～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関・前橋地方法務局の取組～

前橋地方法務局は、法務省の人権擁護機関として人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第2号大臣訓令)に基づき、人権侵犯を受けた被害者からの申告等を端緒に、人権侵害の疑いのある事案の調査を行い、その事案に応じた措置を講じて、人権侵害の被害者の救済に努めています。

◎人権侵犯事件の受理件数 543件 (対前年度比141件の増加)

- 内 訳 公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件 117件 (例:警察官などの職務執行によるもの、教育職員による体罰、学校におけるいじめ等)
- 私人間の人権侵犯事件 426件 (例:暴行虐待、差別待遇、労働権に対する侵犯、住居生活の安全に対する侵犯、強制強要、プライバシーに関する侵犯等)

相談電話 027-221-4446 (一般相談電話)
0120-007-110 (子どもの人権110番)
0570-070-810 (女性の人権ホットライン)



人権の擁護、人権啓発についての取り組み

《人権週間について》

国際連合は、昭和23(1948)年第3回総会で世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会、県・市町村等は12月4日から10日までの人権週間を中心に人権相談、講演会の開催、ポスターの掲示、人権啓発フェスティバルの開催など、人権尊重思想の普及高揚のための各種啓発事業に取り組んでいます。

《人権週間強調事項について》

法務省では、「第60回 人権週間」にちなみ、次の強調事項を設け、啓発活動、人権相談、救済活動に取り組んでいます。

- 「女性の人権を守ろう」
- 「子どもの人権を守ろう」
- 「高齢者を大切に作る心を育てよう」
- 「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」
- 「部落差別をなくそう」
- 「アイヌの人々に対する理解を深めよう」
- 「外国人の人権を尊重しよう」
- 「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」
- 「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」
- 「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- 「インターネットを悪用した人権侵害を止めよう」
- 「性的指向を理由とする差別をなくそう」
- 「ホームレスに対する偏見をなくそう」
- 「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」
- 「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- 「人身取引をなくそう」



国及び地方公共団体が行う人権啓発は、両者が連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策の策定、実施をしてきております。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)でも、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう機会の提供、手法の採用が明文化されております。

《当面する事業について》

■前橋地方法務局関連

1日人権擁護委員(ガスパ草津の選手)による人権トーク・グッズの配布(12月13日〔土〕前橋プラザ21 午後1時～)

■群馬県関連

- ぐんま男女共同参画センター(仮称)が21年度にオープンします。現在準備中です。
- 犯罪被害者等支援講演会の開催
〔日時：21年1月30日(金) 午後1時30分～ 講師：河野義行さん 会場：前橋市総合福祉会館〕
- 「群馬県庁・連続ライトアップ作戦」〔期間：10月10日～12月16日〕
人権意識の高揚をねらいに製作されているレッドリボン・ブルーリボンなどの色に合わせて庁舎の一隅をライトアップさせる啓発活動を行っています。(点灯時間：日没～午後8時まで)

編集後記

今年は、世界共通のルールとして世界人権宣言が採択されて60年、人間で言えば「還暦」という節目の年を迎えました。人は、年齢や性別、障がいがあるか否かに関らず、いつまでも個人として尊重され、生きる喜びが感じられ、心豊かに生活できる環境を求めているものです。…60年前につくられた宣言が私たちの日常生活とどう結びついているのかを考えて頂く契機になることを願っています。(K記)